

エコアクション21 環境経営活動レポート

(活動期間) 令和3年4月1日～令和4年3月31日



令和4年5月20日発行

 **株式会社 あおぞら**

ver.3

【目次】

表紙	1
目次	2
1. 事業概要	3
1) 事業者名及び代表者名	3
2) 所在地	3
3) 環境管理責任者及び事務局	3
4) 連絡先	3
5) 事業活動の内容	3
6) 適用事業範囲	3
7) 事業規模	3
8) EA-21 推進組織図	4
9) 許可の内容	4
10) 保有車両	5
11) 中間処理施設概要	6-7
12) 処理実績	8
2. 環境経営方針	9
3. 環境経営目標	10
4. 環境経営活動計画の内容	11
5. 環境経営活動の取組結果の評価	12
6. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	13-14
7. SDGsの取組	15
8. 代表者による全体の評価と見直しの結果	16

1. 事業概要

1) 事業者名及び代表者名

株式会社 あおぞら
代表取締役 上甲 龍也
設立：2005年9月22日 資本金：2,700万円
2021年4月～2022年3月末迄の売上額：20億7587万円

2) 所在地

本社：〒305-0877 茨城県つくば市片田492
処理場：〒305-0877 茨城県つくば市片田492-13

3) 環境管理責任者及び事務局

EA-21責任者：専務取締役 大戸 一生
EA-21事務局：総務部次長 福田 亮

4) 連絡先

連絡担当者：大戸 一生 (EA21責任者)
TEL：029-836-1731
FAX：029-836-1971
E-mail：k.ohto@aozora-rpf.com
URL：http://www.aozora-rpf.com

5) 事業活動の内容

- ・一般廃棄物・産業廃棄物中間処理業
- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・リサイクル製品(RPF)製造販売業

6) 適用事業範囲

- ①対象事業所：本社・中間処理場
- ②事業活動：一般廃棄物処理及び産業廃棄物処理業(中間処理)、
リサイクル製品(RPF)製造販売業
- ③登録番号：0009135
- ④登録有効期限：2023年2月27日

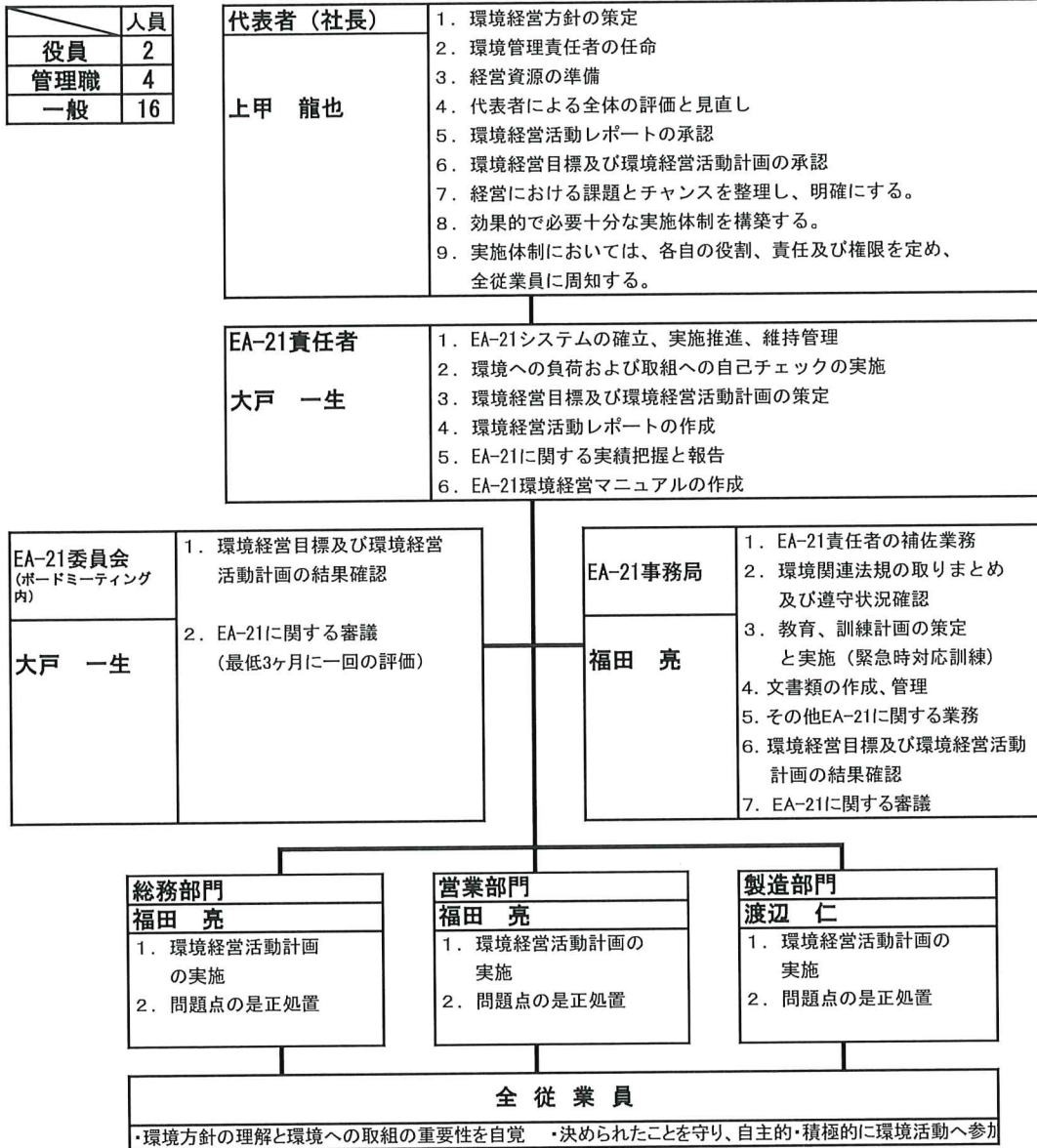
7) 事業規模

項目	単位	2013年4月～ 2014年3月	2014年4月～ 2015年3月	2015年4月～ 2016年3月	2016年4月～ 2017年3月
中間処理量	t	23,415	22,598	29,851	29,764
従業員数	人	20	21	22	20
床面積	m ²	2,055	2,055	2,055	2,055

項目	単位	2018年4月～ 2019年3月	2019年4月～ 2020年3月	2020年4月～ 2021年3月	2021年4月～ 2022年3月
中間処理量	t	42,469	53,195	54,498	60,665
従業員数	人	19	21	23	22
床面積	m ²	2,055	2,055	2,055	2,055

8) 推進組織図

E A 2 1 推 進 組 織 図



9) 許可の内容

a) 処分の許可番号・有効期限

地域	許可の種類	許可番号	許可年月日	有効期限
茨城県	産業廃棄物処分業	00821138136	令和3年11月1日	令和11年10月31日
つくば市	一般廃棄物処理業	11102	令和3年4月1日	令和5年3月31日

b) 処分の許可品目

許可地域	営業の種別	廃棄物の種類
茨城県	中間処分	廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
つくば市	中間処分	紙くず・廃プラ類・金属缶類・ビン類・木くず・繊維くず

c) 産業廃棄物収集運搬の許可番号・有効期限

地域	許可番号	許可年月日	有効期限
茨城県	00801138136	平成30年12月20日	令和5年10月19日
栃木県	00900138136	令和4年2月21日	令和9年2月20日
埼玉県	01100138136	平成29年10月2日	令和4年8月30日
東京都	第13-00-138136号	平成30年12月15日	令和5年12月14日
千葉県	第01200138136号	平成30年12月17日	令和5年10月29日
長野県	2009138136	平成31年1月15日	令和6年1月14日

d) 産業廃棄物収集運搬の許可品目

	品目数	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器	がれき	ばいじん	鉱さい
茨城県	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×
栃木県	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×
埼玉県	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×
東京都	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×
千葉県	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×
長野県	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×

10) 保有車両

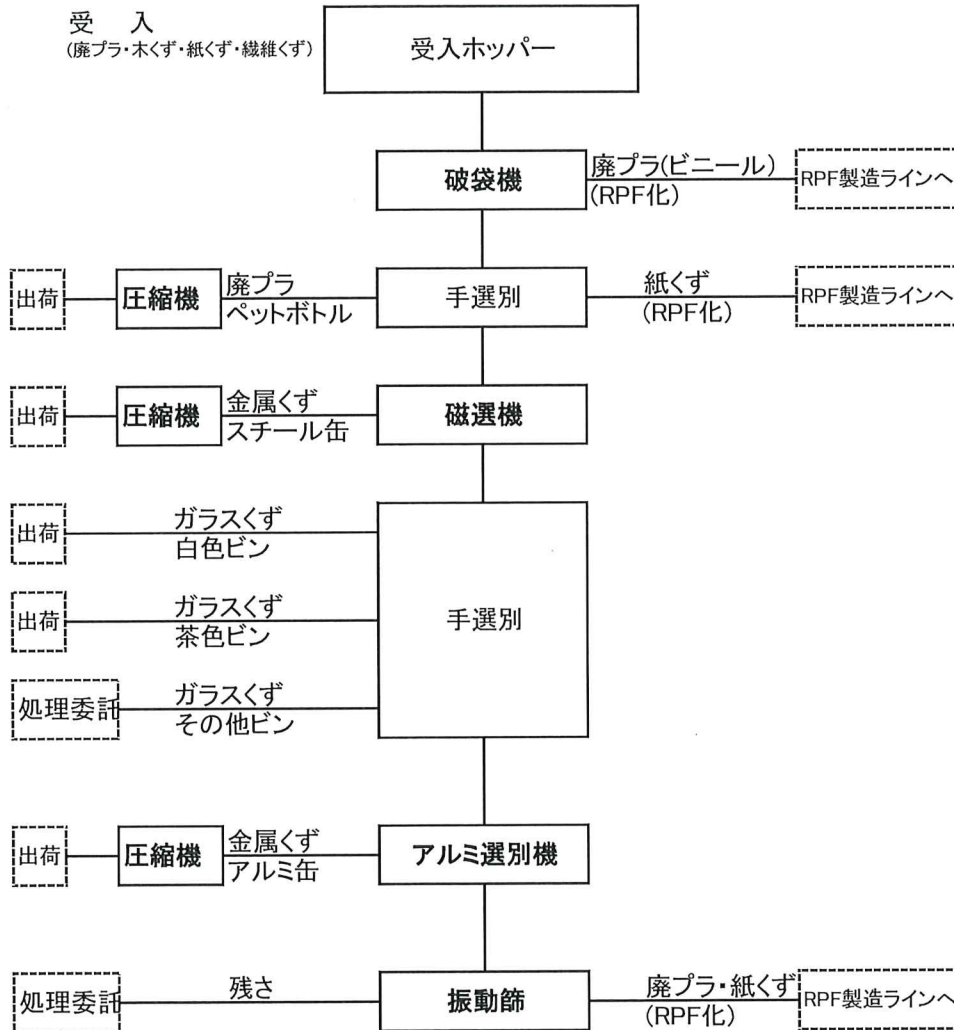
種類	台数
脱着装置付コンテナ専用車	4t 1
ホイールローダー	2
パワーショベル	8
フォークリフト	4
場内清掃車	1
普通自動車	5

11) 中間処理施設の概要

a) 空容器選別ライン施設 (H29年2月の火災後休止中)

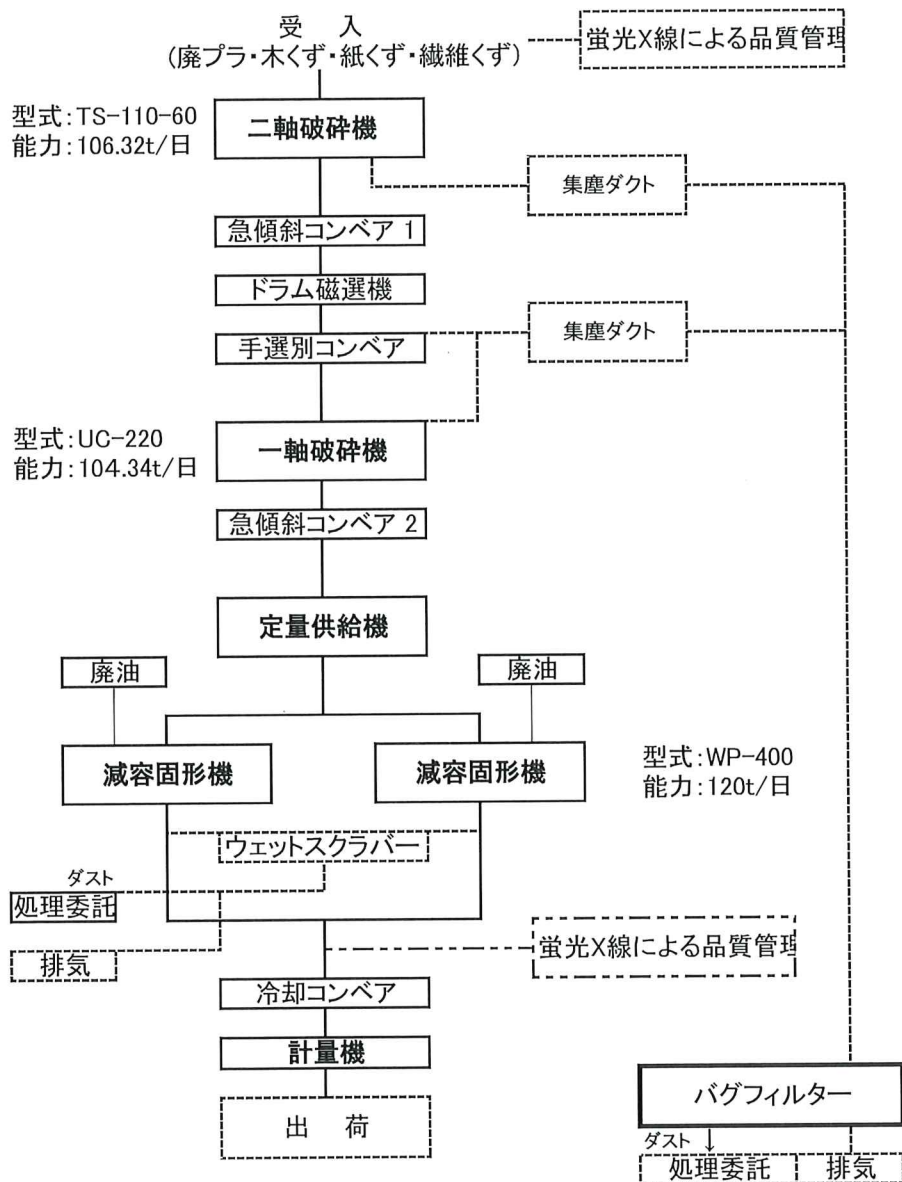
処理業者名・代表者	株式会社 あおぞら 代表取締役 上甲 龍也
処理業者住所	茨城県つくば市片田492
施設の設置場所	茨城県つくば市片田492-13
施設の責任者	上甲 龍也
	空容器ライン施設
産業廃棄物の種類	ビン・缶・ペット類
最大保管量又は処理能力	処理能力: 96トン/日量

缶・ビン・ペットボトル選別・圧縮ライン 処理工程図



b) RPF製造ライン施設

処理業者名・代表者	株式会社 あおぞら 代表取締役 上甲 龍也
処理業者住所	茨城県つくば市片田492
施設の設置場所	茨城県つくば市片田492-13
施設の責任者	上甲 龍也
	RPF製造ライン施設
産業廃棄物の種類	廃プラ・木くず・紙くず・繊維くず類
最大保管量又は処理能力	処理能力: 120トン/日量
操業可能時間	24時間(毎週2日間のメンテナンス有り)



12) 処理実績

環境への負荷の自己チェック資料(2021年4月～2022年3月に受託した産業廃棄物の処理量)

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量(t)	
(i) 収集運搬	アルミ缶・スチール缶・ペットボトル		0	
収集運搬量合計			0	
(ii) 中間処理	一般廃棄物	(選別、圧縮)	0	
	産業廃棄物	(選別、圧縮)	25,898	
	一般廃棄物	(選別、破碎、溶融)	859	
	産業廃棄物	(選別、破碎、溶融)	34,322	
	うち再資源化等	一般廃棄物	(選別、圧縮)	0
		産業廃棄物	(選別、圧縮)	25,898
		一般廃棄物	(選別、破碎、溶融)	859
		産業廃棄物	(選別、破碎、溶融)	34,322
再資源化等量小計			61,079	
中間処理合計			61,079	
iii) 最終処分				
最終処分量合計			0	
(iv) 中間処理後の産業廃棄物	最終処分(残さ処分)	産業廃棄物	残渣:埋立(委託)	4,007
	二次処分	一般廃棄物・産業廃棄物	混合廃棄物:焼却・溶融(委託)	1,276
		一般廃棄物・産業廃棄物	混合廃棄物:2次中間処理(委託)	23,710
	再資源化等	一般廃棄物・産業廃棄物	RPF化:燃料化(売却)	17,808
		一般廃棄物・産業廃棄物	スチール圧縮:原材料化(売却)	0
		一般廃棄物・産業廃棄物	PET圧縮:原材料化(売却)	0
		一般廃棄物・産業廃棄物	アルミ圧縮:原材料化(売却)	0
		一般廃棄物・産業廃棄物	金属くず:原材料化(売却)	670
		一般廃棄物・産業廃棄物	廃家電:原材料化(売却)※リサイクル品以外	0
		一般廃棄物・産業廃棄物	アルミくず:原材料化(売却)	0
		一般廃棄物・産業廃棄物	雑品・廃プラ混合物:原材料化(売却)	1,134
再資源化等量小計			19,612	
中間処理後処分量合計			48,605	

2. 環境経営方針

株式会社あおぞらは、地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを認識し、当社の事業活動のあらゆる分野で、環境に配慮した行動に努め、広く地域・社会に貢献します。

1. 当社は、産業廃棄物中間処分量、一般廃棄物中間処理量、要求に応じた高品質のRPFの製造販売、総務、経理活動を通じて、環境経営マネジメントシステムを構築し、環境目標・環境活動計画を定め、継続的な改善に努めます。
2. 関連する環境の法規制を順守するとともに、行政機関・団体・地域等の要請に協力します。
3. 産業廃棄物中間処分量、一般廃棄物中間処理量、RPFの製造販売、総務、経理活動において環境に与える影響を削減するため、次の事項に対して優先的に取り組みます。
 - ① 二酸化炭素排出量の削減
(建物・空調・車両管理等による、電気・燃料使用量の削減)
 - ② 中間処理工程で排出される産業廃棄物の再資源化の向上。
 - ③ 節水活動による水使用量の削減
 - ④ グリーン購入の推進。
4. 環境保全に関する啓蒙・啓発と、地域での社会貢献活動に努めます。
5. 社内の環境保全教育訓練の実施。

この環境経営方針は当社全従業員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

株式会社 あおぞら
代表取締役社長

上 甲 龍也



制定日：2012年7月2日
改定日：2020年4月1日

3. 環境経営目標

当社の環境経営目標は、環境負荷の調査結果より以下のように目標を設定。目標設定の基準は(火災後の)

2018年度実績を基準値とした。2022年度は2019年度と2020年度の平均値を新たな基準値とする。

中長期目標に関しては、大きな変動要因(電力会社の変更及び設備投資を伴う事業拡大)が検討されているので今回は記載無しとした。

目標・活動項目(単位)	基準値(2018年度実績)	2021年度	新基準値(2019年度～2020年度実績の平均値)	2022年度
1. CO ₂ 排出量の削減 (kg-CO ₂) CO ₂ 総量	売上高/二酸化炭素排出量: 427.9円/kg-CO ₂ (2,887,688kg-CO ₂ /年)	基準値以上 427.9円/kg-CO ₂ ≦ 総量: 2,887,681kg-CO ₂	売上高/二酸化炭素排出量: 607.9円/kg-CO ₂ (2,643,718kg-CO ₂ /年)	基準値以上 607.9円/kg-CO ₂ ≦ 総量: 2,643,718kg-CO ₂
①電気使用量の削減 総電気使用 (kWh)	4,994,587kWh≧	基準値 4,994,587kWh	4,661,379kWh	排出係数0でも記録 4,661,379kWh
②ガソリン使用量の削減 (L)	9,129L/年 ≧	基準値以下 9,129 L ≧	7,577L/年 ≧	基準値以下 7,577L
③軽油使用量の削減 (L)	192,444 L/年 ≧	基準値以下 192, 444L ≧	203,091L/年 ≧	基準値以下 203,091L ≧
2. 節水活動の推進 (m ³)	9,153m ³ /年 ≧	基準値以下 9,153m ³ ≧	7,095m ³	基準値以下 7,095m ³ ≧
3. 処分受託産業廃棄物の再資源化率の向上 (%) 2018年度実績以上	55%以上	基準値以上 55%以上	70%以上	基準値以上 70%以上
4. グリーン購入率の向上 2018年度実績以上	54%≦	54%≦	54.8%≦	54.8%≦
5. 環境保全活動の実施 教育訓練実施(回)	1回以上/年	環境保全活動の実施 1回以上	1回以上/年	環境保全活動の実施 1回以上
6. 環境保全活動の実施 奉仕活動実施(回)	1回以上/年	環境保全活動の奉仕活動実施 1回以上	1回以上/年	環境保全活動の奉仕活動実施 1回以上
7. 一般廃棄物排出量削減 (kg)	437kg/年 ≧	基準値以下 437kg ≧	457kg/年 ≧ (売上増目標に合わせ、3年間の平均値)	基準値以下 457kg ≧
根拠となる売上(千円)		1,235,178	1,800,000	

使用CO₂係数:

・電気=0.000t-CO₂/kWh 電気事業者別排出係数R2年実績 R4年2月17日修正版
(株)アスエネ 調整後排出係数メニューBより

・ガソリン=0.0183kg-CO₂/MJ x 34.6MJ/L x 44/12

・軽油=0.0187kg-CO₂/MJ x 37.7MJ/L x 44/12

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令平成28年10月1日に基づく。同「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」のR4年2月17日変更の発熱量による。

4. 環境経営活動計画の内容

当社は、工場の事業活動における環境への負荷を低減するために、以下の通り活動を実施しています。その達成状況や活動の実施状況を1ヶ月に1回のE A-2 1委員会にてフォローします。

No.	環境経営目標	実施事項	実施部門責任者	2021年実施計画
				期間
1	電気使用量の削減 (CO ₂ の削減) 基準値以下	①未使用時の電気消灯の徹底 ②昼休みの消灯 ③節電シール等の表示 ④設備の不必要なアイドリングストップ ⑤グリーン発電の採用	総務：福田 亮 製造：渡邊 仁 (担当者変更)	2021年4月～2022年 3月
2	燃料(ガソリン)使用量の削減 (CO ₂ の削減) 基準値以下	①アイドリングストップの徹底。 ②車両別燃料使用量と走行距離のチェック	営業：福田 亮 (担当者変更)	2021年4月～2022年 3月
3	燃料(軽油)使用量の削減 (CO ₂ の削減) 基準値以下	①不必要なアイドリングストップの徹底と無理のない運転 ②重機の定期的な清掃とメンテナンス ③CO ₂ 削減エネルギーの検討	製造：渡邊 仁 (担当者変更)	2021年4月～2022年 3月
4	水資源使用量の削減 基準値以下	①節水シール等の表示 ②漏洩の点検	総務：福田 亮	2021年4月～2022年 3月
5	受託産業廃棄物の再資源化 環境省白書(2016年度)の再資源化率以上。	①契約時の再資源化品選定 ②受託廃棄物の検収を日々行う	総務：福田 亮 製造：渡邊 仁 営業：大沼係長、吉田主任 (担当者変更)	2021年4月～2022年 3月
6	グリーン購入率の向上 出来るだけグリーン購入等、エコ商品を選ぶ。	①エコマーク商品購入	総務：飯沼主任	2021年4月～2022年 3月
7	環境保全活動の教育訓練実施 1回以上/年 実施	①社内安全会議等による教育訓練の実施 ②E A 2 1 活動報告	全従業員 (大戸専務)	2021年4月～2022年 3月
8	環境保全活動の奉仕活動実施 1回以上/年 実施	①従業員による奉仕活動の実施	全従業員 (大戸専務)	2021年4月～2022年 3月
9	一般廃棄物排出量削減 基準値以下	①実績値把握 ②分別 ③自社にて一般廃棄物の再資源化	総務：飯沼主任	2021年4月～2022年 3月

5. 環境経営活動計画と取組結果の評価・次年度取組の内容

1) 2021年4月～2022年3月までの環境活動の取組結果は次の通りです。

評価方法: 目標達成=○、内容の50%が達成(若しくは特別な事情がある)=△、未達成=×

環境経営活動計画	取組結果とその評価(2021年4月～2022年3月)			
	環境経営目標	実績	達成区分及び達成率	評価
1. CO ₂ 排出量の削減 (kg-CO ₂) 基準値3,068,475kg-CO ₂ /年	売上高/二酸化炭素排出量 427.9円/kg-CO ₂ ≤ (2,887,691kg-CO ₂ /年)	2,748円/kg-CO ₂ (1,332,530kg-CO ₂ /年)	○ 100%	目標を達成。
①電気使用量の削減 ・未使用電気の消灯 ・昼休みの消灯 ・節電シール等の表示 ・設備の不必要なアイドルストップ	基準値以下 4,994,584kWh ≥ 2,362,438kg-CO ₂ ≥	3,397,300kWh 884,968kg-CO ₂	○ 100%	目標を達成。
②ガソリン使用量の削減 ・アイドルストップの徹底 ・燃費のチェック	基準値以下 9,129.3 L ≥ 21,195kg-CO ₂ ≥	5,382.9 L 12,495kg-CO ₂	○ 100%	目標を達成。
③軽油使用量の削減 ・不必要なアイドルストップ ・重機の定期的な清掃とメンテナンス	基準値以下 192,444 L ≥ 504,058kg-CO ₂ ≥	162,783.5 L 435,065.4kg-CO ₂	○ 100%	目標を達成。
2. 水資源使用量の削減 ・節水シール等の表示 ・漏洩の点検	基準値以下 9,153m ³ ≥	4,971m ³	○ 100%	目標を達成。
3. 受託廃棄物の再資源化 ・契約時の再資源化品選定	基準値(2018年度実績)以上 55% ≤	73%	○ 100%	目標を達成。
4. グリーン購入率の向上 ・エコマーク商品購入	出来るだけグリーン購入等、エコ商品を選ぶ。 54% ≤	48.4%	△ 90%	取扱い廃棄物の増加により、マニフェスト返信用封筒の購入数が多く、グリーン購入となっていなかった為。次年度はこれを踏まえて活動を進める。
5. 環境保全活動の実施 ・社内安全会議等による教育訓練の実施 ・EA21活動報告	1回以上/年	2	○ 100%	目標を達成。
6. 環境保全活動の実施 ・従業員による奉仕活動の実施	1回以上/年	2	○ 100%	目標を達成。
7. 一般廃棄物排出量の削減 ・実績値把握 ・分別 ・自社にて一般廃棄物の再資源化	基準値以下 437kg ≥	514.8kg	△ 85%	主に事務作業からの廃棄物が多く、取扱数量に準じて数量が増えた。

※当年度に続き次年度実施期間: 2022年4月～2023年3月は2019年度～2020年度実績の平均値を基準値とします。

当年度に続き次年度実施期間2022年4月～2023年3月は取組みを継続する予定。

6. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
 関連法規制の遵守状況確認を毎年1回実施しており、過去3年間に於いても違反はありません
 また、地域住民からのクレームもありませんでした。同様に関係機関及び訴訟等もありませんで

No.	法律・条例・規則名称	主な内容	環境管理責任者評価
1	浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> 設置又は構造の変更は知事に届ける。 指定検査機関の水質検査(1回/年)及び法定検査記録の保管(3年間) 市町村の許可を得た浄化槽清掃業者に委託・清掃記録の保管(3年間) 3ヶ月に1回の保守点検の実施 	○
2	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> 騒音に関わる環境基準の遵守 その指定地域の市町村長に設置の30日前までに届け出 	○
3	振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> 振動に関わる環境基準の遵守 その指定地域の市町村長に設置の30日前までに届け出 	○
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> その指定地域の市町村長の許可を受けなければならない。 一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 事業の範囲を変更しようとするときは市町村長の許可を受けなければならない。 一般廃棄物の再生利用を行おうとする者は、環境省の定めにより環境大臣の認定を受ける事が出来る。 処分受託者は管理票の写しC1票を5年間保存。また2次マニフェストとして交付した管理票のA票、B2票、D票、E票も同様に5年間保存 	○
		<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物基準の遵守 委託基準の遵守 	○
		<ul style="list-style-type: none"> 掲示板へ廃棄物名、責任者名、連絡先、を表示する。掲示板の大きさは 60X60cm以上。 	○
		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務担当として管理者、技術管理者を置く 	○
		<ul style="list-style-type: none"> 契約書は契約終了の日から5年間保存する 書面の写しは承諾日から5年間保管する 	○
		<ul style="list-style-type: none"> マニフェストの交付、保存、送付内容確認、不適切な状況に対する処置 管理票交付日からB2票及びD票は90日以内、E票は180日以内に受領 期限内に受領出来なかつたら知事に報告する 事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出する。 	○
		<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の運搬、収集を業とする者は「産業廃棄物収集運搬業」の許可を都道府県知事、保健所設置市または政令市長から認可を得なければならない。 産業廃棄物収集運搬業者はその事業区分を変更するときにも、認可が必要である。 産業廃棄物収集運搬業の許可は5年ごとに更新しなければならない。 	○
		<ul style="list-style-type: none"> 運搬受託者は運搬が終了したとき、10日以内に受託者の氏名又は名称、担当者名、年月日を記載し、管理票交付者に管理票の写し(B2票)を送付すること。 運搬受託者は管理票の写しB1票とC2票を5年間保存しなければならない。 	○
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の処分を業とする者は「産業廃棄物処分業」の許可を都道府県知事、保健所設置市または政令市長から認可を得なければならない。 産業廃棄物処分業者はその事業区分を変更するときにも、認可が必要である。 産業廃棄物処分業の許可は5年ごとに更新しなければならない。 	○		
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、事業所ごとに産業廃棄物処理責任者を置かねばならない。 産業廃棄物処理施設を設置している事業者は技術上の業務を行わせるため技術管理者を置かねばならない。 産業廃棄物処理施設を設置又は規模の変更に当たって、知事の許可を得なければならない。 設置許可を要するすべての処理施設について生活環境影響調査を実施すること。 	○		

	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・処分受託者は処分が終了したとき、10日以内に受託者の氏名又は名称、担当者名、年月日、最終処分地を記載し、管理票交付者に管理票の写し(D票)を収集運搬業者にC票を送付すると ・また処分受託者は中間処理廃棄物の最終処分が終了した旨の管理票の写し(E票)の送付を受けたとき、交付された管理票または回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、10日以内に管理票交付者に送付しなければならない。 ・処分受託者は管理票の写しC1票を5年間保存しなければならない。 また2次マニフェストとして交付した管理票のA票、B2票、D票、E票を同様 	○
5	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種特定製品はすべて3カ月ごとの簡易点検。上乗せ:定格出力7.5kW以上は3年ごとの定期点検。 	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・第1種特定製品の廃棄等の実施者は、登録された第1種フロン類回収業者にフロン類を引き渡さなければならない。 	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・自らフロン類を第1種フロン類回収業者に引き渡すときは、回収依頼書を交付し、3年間保存すること。 ・他の者に引渡しを委託する契約を締結したとき、委託確認書を交付し、3年間保存すること。 	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・第1種フロン類回収業者(もしくは委託業者)から交付された引取証明書(もしくは写し)を3年間保存すること。 	○

周辺地区との協定

6	土浦市十五ヶ町村土地改良区、西栗山地区、片田地区	年2回以上の水質検査結果を報告	○ 遵守している
---	--------------------------	-----------------	----------

7. SDGsの取組

当社はSDGsに取り組んでいます。

株式会社あおぞらのSDGs宣言

社会に必須とされる存在へ

ここには次世代のあるべき社会へのビジョンが示されている
目指すは環境負荷低減と持続的な成長を両立した社会の実現だ
我々はそのど真ん中にいる



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。

SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。



8. 代表者による全体の評価と見直し・指示の結果

当年度は、積極的にCO2削減に力を入れて営業したところ、基準とする2018年度の売上より12%増の20億円に達し、廃棄物の受入数量も44%上昇した。CO2削減の活動は効果を博して、基準値より54%減少となり環境経営目標の達成度は高かったと評価する。

当社にて最もCO2発生量が大きかったのが動力であり、これを排出係数0kg-CO2の電力会社とコストアップになりながらも契約した事がCO2削減の大きな要因となったが、次年度には、軽油使用量もGTL燃料へと順次変えていき、フォークリフトも電動形に代えていく所存であるが、それからは大きな削減は無くなり、かなり細かい活動が必要と覚悟するものである。

廃棄物受入数量が基準とする2018年より44%増えている事を考えると、むしろ効率的に活動できたと考える。社会のインフラという面を担っている当社の業や当社の製品を採用頂いている企業に貢献しつつ脱炭素への活動を進めなければならない。

今後はますます脱炭素に向けての企業活動が活発になる事は必須であり、世界が脱炭素に向けて動いているので、新しい考え方、新技術や発明が我々の分野にも進出していることを感じる。どのような動きも見落とさず、乗り遅れないよう、しかしながらいたずらに新しいものに飛びつくことなく、引き続きSDCA(標準化・実行・評価・改善)による検証も用いて持続的に柔軟な活動を続ける。

※最新版取り纏め日：2022年3月31日 遵守確認日：2022年3月31日